

入札説明書（物品購入等）

この入札説明書は、本件調達に関し、社会福祉法人富山県社会福祉総合センター経理規程（令和2年11月1日施行。以下「経理規程」という。）その他関係法令及び本件調達に係る入札公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記1のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

- （1） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であつて、競争参加資格確認申請書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に搭載されている者であること。

3 契約事項を示す場所

（郵便番号） 931-8443
（所在地） 富山県富山市下飯野36番地
（機関名） 社会福祉法人富山県社会福祉総合センター
障害者支援施設高志ライフケアホーム管理課
（電話番号） 076-438-6019

4 入札参加者に求められる義務

- （1） 入札に参加を希望する者は、別添「提出書類一覧表」の「1 入札前（入札参加資格確認）」中の各号に掲げる書類を、令和7年3月14日（金）午後5時15分の提出期限までに、前記3の提出場所へ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- （2） 上記（1）により提出する書類のうち「定価見積書」は、入札しようとする物品等が納品可能であることの証明として、仕様書に示した規格、機能、性能等（搬入据付に係る工事費等、仕様書に示した納品に係る一切の諸経費も含む）に適合したものであること。
この「定価見積書」の提出がない場合、物品等が納品できない者として入札参加資格の確認において、審査結果「資格無し」として取り扱うものとする。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の確認の結果は、令和 7 年 3 月 17 日（月）までに文書により通知する。

6 入札及び開札

（１） 入札及び開札の日時は別記 2 のとおりとする。

※ 郵送による入札書の提出の場合は書留郵便とし、令和 7 年 3 月 18 日（火）午後 5 時 15 分必着とすること。

（２） 入札及び開札時に必要な書類は、別添「提出書類一覧表」の中の「2 入札・開札時」のとおりとする。

（３） 入札参加者は、入札公告、この入札説明書、別添仕様書及び別添入札者心得並びに別添契約書（案）を熟覧のうえ入札しなければならない。（質問等については軽微なものを除き、原則として文書によるものとする。なお、質問等の受付は令和 7 年 3 月 11 日（火）午後 5 時 15 分までとする。）

（４） 入札参加者は、別紙様式 1 を標準とする入札書を封書に入れ密封し、その封皮に入札参加者の商号または名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「令和 7 年 3 月 19 日（水）午前 9 時 30 分開札 見守り支援体動センサー 一式の入札書在中」と朱書きし、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵便により提出する場合については、二重封筒とし、入札書及び入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮及び外封筒の封皮に、入札参加者の商号又は名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「令和 7 年 3 月 19 日（水）午前 9 時 30 分開札 見守り支援体動センサー 一式の入札書在中」と朱書きすること。電報、ファックス、電話その他の方法による入札は認めない。

（５） 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び金額は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

（６） 代理人が入札する場合は、入札書と併せて、競争入札参加資格を有する者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）のある、別紙様式 2 を標準とする委任状を提出しなければならない。

（７） 入札金額は、入札する物品等の価格、搬入費、設置、調整、取り扱い説明等の一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（８） 競争入札参加資格の資格停止期間中の者は、入札書の提出をすることができない。

（９） 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類については、返却しない。

（10） 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

（11） 入札参加者が独禁法に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をする等の場合で、競争入札の適正な執行が妨げられる恐れがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し若しくは中止することがある。これは、開札の場合も同様である。

（12） 入札の執行にあたっては、入札参加者は 5 により入札参加資格があることを確認した一般競争入

札参加資格確認結果通知書で入札参加資格「有」とされた通知書の写しを持参し、入札執行時に職員に提示すること。なお、郵便による入札書の提出を行うものは、同通知書の写しを入札書に同封すること。

- (13) 開札は、原則として入札参加者又はその代理人の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない場合は、開札日の前日までに契約担当者に連絡し、その指示に従うこと。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に、本件入札執行事務に関係のない職員が立ち会う。
- (14) 開札の場所（以下「入札場」という。）には、入札参加者又はその代理人並びに本件入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記(13)の立会いをする職員以外の者は入場することができない。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、入札場に入場するときは、入札参加者にあつては身分証明書の写しを、代理人にあつてはこれに加えて(6)の委任状の写しを、入札関係職員に提出しなければならない。
- (16) 入札参加者が代理人又は復代理人の場合は、別紙様式2を標準とする入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、開札を開始する時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、契約担当者がやむを得ない事情があると認められる場合を除き、開札が終了するまで入札場を退場することができない。
- (19) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合においては、直ちに再度の入札をする。
- (20) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札書の提出を行った者で、入札・開札の日時に入札場で開札の立会いをしていない者は、第2回目以降の入札には、参加できないものとする。
- (21) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の入札に立ち会わない入札参加者またはその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

7 入札保証金

免除とする。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けていない者のした入札
- (2) 入札執行時に入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを持参していない者のした入札
- (3) 郵便入札の場合において、封皮に「入札書在中」の表示のないもの及び、入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しが同封されていない者の入札

- （４） 入札書に記載した事項（金額を除く。）を訂正し、その箇所に押印のない入札
- （５） 別添入札者心得の第５の各号に該当する入札
- （６） その他入札に関する条件に違反した入札

９ 落札者の決定

- （１） 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- （２） 落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

１０ 契約保証金

- （１） 落札者は、申請により契約保証金の納付の免除を受けた者を除き、契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の納付の期限及び場所は、別記４の①のとおりとする。
- （２） 契約保証金の納付金額は、契約金額（入札書記載金額の１００分の１１０に相当する金額）の１００分の１０に相当する額以上の金額とする。
- （３） 落札者は、契約保証金を現金で社会福祉法人富山県社会福祉総合センターが発行する振込依頼書により落札決定を通知した日の翌日から起算して５日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）以内に、納付しなければならない。
- （４） 契約者がその義務を履行しないときは、当該者が納付した契約保証金は社会福祉法人富山県社会福祉総合センターに帰属する。
- （５） 契約者が契約上の義務を履行したときは、履行確認の後、納付された契約保証金にあつては口座振替により、当該者に還付する。
- （６） 契約保証金の納付の免除を受けようとする落札者は、別紙様式３（契約保証金納付免除申請書）により、別記４の②の期限までに申請しなければならない。免除の可否は、書面により通知する。
- （７） 契約保証金の免除の条件は、次のとおりとする。

ア 落札者が、保険会社との間に社会福祉法人富山県社会福祉総合センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

なお、履行保証保険契約については、別記の４の（注１）のとおりとする。

イ 落札者が、過去２年の間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、この場合における過去２年の間並びに種類及び規模等については、別記の４の（注２）のとおりとする。

- （８） 契約保証金の納付の免除の承認を受けた落札者は、契約書に、当該契約保証金納付免除承認の通

知書の写しを添付しなければならない。

11 契約書の作成

- （１） 契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して５日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）以内に契約を締結するものとする。
- （２） 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び金額は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- （３） 契約条項
別添契約書（案）のとおり

12 その他必要な事項

- （１） 本件調達をする室課の名称及び所在地は、別記５のとおりである。
- （２） 入札参加者又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用は、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担しなければならない。